

養育費確保支援事業の助成申請手続きについて

養育費確保支援事業の申請手続きについて、以下のとおりご案内します。

申請受付に時間がかかる場合がございますので、来庁される場合は事前にご連絡下さい。

また、ご不明な点があればお尋ね下さい。

<申請に際しての留意事項>

- ・申請時の状況により受給資格を審査しますので、支給されないことがあります。
- ・本制度を今回利用される場合、今後は利用できません。(一人一回限り)
- ・公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日の翌日から 6か月以内に申請が必要です。

<申請のながれ>

養育費の取り決め
または
養育費保証契約の締結



申請



支給決定の審査

以下の書類を提出してください。

申請書類等の審査を行い、支給の可否を決定します。
支給決定の場合は、支給決定通知書を送付します。

請求書の提出



支給

<申請窓口> 佐賀市こども家庭センター（こども家庭課 ひとり親支援係）

<申請に必要な書類>

1	申請書	
2	戸籍謄本（申請者及びその児童が載っているもの） ※申請日より1か月以内に発行された、離婚日が分かるもの	
3	助成対象となる経費の領収書等の写し ※クレジットカードによる支払いの場合、クレジット契約証明書	
4	申請者名義の通帳の写し	
5	養育費の取り決めに交わした文書（債務名義化した文書に限る）の写し	作成した翌日から6か月以内
6	保証会社と締結した養育費保証契約書の写し ※保証期間が1年以上のものに限る	養育費保証契約締結経費の 申請時のみ

【お問合せ先】

佐賀市こども家庭センター

（こども家庭課 ひとり親支援係）

TEL (0952) 40-7254